

令和 5 年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業
概要レポート(第 4 回) : 「北アイルランド議定書」及び「ウィンザー・フレームワーク」
の概要



Eurovision & Associates

2024 年 10 月

目次

1	はじめに.....	1
2	北アイルランド議定書	1
3	ウィンザーフレームワーク	2
3.1	背景.....	2
3.2	ウィンザーフレームワーク	2
4	結びに代えて.....	5

1 はじめに

北アイルランド議定書とウィンザーフレームワークは、英国の EU 離脱後の同国と欧州連合(EU)の関係、特に北アイルランドの貿易、統治、法的事項において重要な要素となっている。北アイルランド議定書は、北アイルランドが特定の EU 規制に準拠し続けることで、北アイルランドとアイルランド共和国の間にハードボーダー(物理的な国境)が生まれるのを回避することを目的としている。一方、2023 年に導入されたウィンザーフレームワークは、北アイルランド議定書の実施にあたって発生した問題の解決を目指している。本レポートでは、これらの枠組み、その法的な影響、そして北アイルランドが EU 法と英国法をどのように適用しているかについて解説する。

2 北アイルランド議定書

北アイルランド議定書は、2019 年 10 月に英国と EU の間で合意された離脱協定の一部であり、英国の EU 離脱後の 2021 年 1 月 1 日に発効した。同議定書は、EU 加盟国（アイルランド）と事実上の陸路国境(特殊な国境形態)を共有し、英国の関税地域の一部でもある北アイルランドの特殊な立場に起因する英国の EU 離脱の複雑な課題に対処するためのものである。下記の北アイルランド議定書の内容を概括すれば、北アイルランドを英国の一部と認める一方で、実際のモノの移動において、EU と英国双方の規則が認められることになる。これは、市場競争の公平性の原理に基づき、北アイルランドから EU 加盟国へ輸出される製品に対して、EU 加盟国製品の保護を目的としたセーフガード措置の適用と英国製品の北アイルランドへの出荷の際に発生する手続の簡素化の両立を目指すことを意味している。同議定書の内容は以下の通り¹。

北アイルランド議定書内容
- 北アイルランドでの紛争終結の際に締結されたベルファスト協定に基づき、英国は EU 離脱後も、北アイルランドでの非差別、人権、平等を保証。 - 英国とアイルランド間でのヒトの移動の自由を保証。 - 北アイルランドは英国の関税地域の一部とし、第三国との貿易協定においても北アイルランドをイギリスの一部として承認。 - 英国、もしくは英国以外から北アイルランドへ輸送された物品で EU へ入域するリスクがない製品の関税免除。 - 特別な場合を除き、北アイルランドから出荷される物品に対して、北アイルランド以外の英国の地域市場の自由アクセスを保証。 - EU 加盟国以外の第三国と英国から北アイルランドに出荷される製品は、英国法を適用。 - 特定の分野において、英国の管轄当局が発行する証明書が EU 域内で有効であることを保証 - 北アイルランドに EU の付加価値税(VAT)規則および物品税規則の一部を適用。 - 英国全土で単一電力市場がこれまで通り運営されるよう、エネルギー取引に関する EU 法を適用する - 英国の北アイルランドに対する補助金プログラムは北アイルランドと EU 間の貿易に影響を与えないことを前提とし、EU の国家補助金規則を適用。 - ベルファスト協定に定められた北アイルランドと英国間の政治的構造および原則の保証。

¹ https://commission.europa.eu/document/download/b780c65c-2153-4a80-bff8-87e9d113c738_en?filename=revised_withdrawal_agreement_including_protocol_on_ireland_and_northern_ireland.pdf

- 北アイルランド議定書に記載されている規則に関して、EU 法の適用を監督する EU 司法裁判所の権限維持と、これら関連規則の改正規則の遵守を規定。
- 北アイルランド議定書の範囲内にある関連する新たな EU 単一市場法を英国・EU 合同委員会がどのように採択できるかを規定。また、これらの新たな法律が採択されない場合、英国が、EU に対し、是正措置を取る権限を付与。
- 議定書の運用により深刻な問題が生じた場合、英国または EU によるセーフガード措置の導入を承認
- EU と英国の両方に、双方による不正やその他の違法行為に対抗する義務を保証。
- 北アイルランド自治政府は、北アイルランド議定書の主要部分(物品の移動に関する第 5 条から第 10 条、付加価値税および物品税、単一電力市場、国家補助金)を維持するかどうかについて、定期的に投票を行う権利を付与。

3 ウィンザーフレームワーク

3.1 背景

英国政府は、北アイルランド紛争の終結と英国、北アイルランド、アイルランド間の協力強化、アイルランド・北アイルランド間の国境の撤廃を目的としたベルファスト協定を英国の EU 離脱後も維持しようとしていた。しかし、ベルファスト協定の内容は、北アイルランド議定書の発効により、一部侵害されている。英国政府は、これに関して、主に経済、政治面で発生していると考えている。これらの弊害をなくすために、英国政府・EU によってウィンザーフレームワークが作成された。

北アイルランド議定書による弊害²

- モノの移動に関しては、不要な検査や、証明書の提出などによる輸送機関の長期化
- EU に入域しない製品に対しても北アイルランドで流通する製品が EU 規制に遵守による不要な書類作業や承認作業の発生
- EU と英国のダブルスタンダードによる北アイルランド市民や事業者による英国の付加価値税や補助金申請システムの未利用
- 北アイルランド市民や事業者への考慮がなされていない新規規則や法改正による悪影響

3.2 ウィンザーフレームワーク³

英国政府が発表したウィンザーフレームワークでは、主に、以下 5 つの課題に取り組むことを目指している⁴。加えて、ウィンザーフレームワークでは、北アイルランド当局および利害関係者が北アイルランド議定書の実施に関与する方法が大幅に強化され、当事者の見解がより効果的に反映されるようになる。具体的には、北アイルランド議定書に関連する EU の影響評価に北アイルランド特有のフィードバックを統合することが含まれる。他にも、議定書の範囲内の EU 法に関する英国政府と欧州委員会との間の対話が促進されることになった。これらの取り組みにより、関連法案が採択される前に、北アイルランドからの利害関係者の意見が考慮されるようになる。他にも、物品に関する英国国内法と EU 法の相違に関する分析や、必要に応じて合同委員会に勧告を行う専門機関を設置しており、北アイルラ

² <https://www.gov.uk/government/publications/northern-ireland-protocol-the-uks-solution/3c15e84a-ebf3-4b8c-ae6c-6581846a83cf>

³ [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2023/747095/EPRS_BRI\(2023\)747095_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2023/747095/EPRS_BRI(2023)747095_EN.pdf)

⁴ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_23_1271

ンドの特殊な状況が十分に認識され、北アイルランド議定書の実施において、より高い透明性、協力、予測可能性が得られることを目的としている。

英国・北アイルランド間の製品移動の際に発生する障害の撤廃

- EU への流入リスクがない信頼された貿易業者によって輸送される物品は、簡素化された通関手続きの恩恵を受けることができる（Trusted Trader Scheme: TTS）。ただし、EU への流入リスクがある物品は、EU 単一市場を保護するために、依然として通関検査および管理を受けることになる。
- 貿易業者は、英国当局に登録し、通常輸送する物品をリスト化することで、信頼された貿易業者となるための申請を行うことができる。承認されると、物品が北アイルランドで最終的に使用されるものである場合、簡素化された通関手続きを利用することができる。
- 企業間および企業から消費者への小包については、信頼のおける貿易業者に対して簡素化された通関手続きが適用され、消費者間の小包については、通関検査がほぼ免除される。
- EU は英国の通関データにリアルタイムでアクセスし、商品の監視を行うことができ、単一市場を保護するために必要であれば、上述の信頼のおける貿易業者制度を停止することができる。

農作物の貿易に関する技術的障壁の撤廃

- 英国から北アイルランドに最終消費目的で出荷される農産物は、混合貨物用の単一証明書で輸送できるようになった。これらの商品の現物検査は、物理的な確認はリスクベースのアプローチのみで行われる。以前は禁止されていたソーセージなどの冷蔵肉は現在許可されており、有機およびワイン製品は証明書が不要となった。
- 芋および特定の植栽用植物を、植物衛生ラベルおよび検査付きで北アイルランドに移動させることが認められる解決策が見出された。これは農業機械にも適用される。
- ペットは英国と北アイルランドの間をより簡単に移動できる。簡単な書類と、ペットが EU に入域しない旨の宣言とマイクロチップの埋め込みを規定。
- 英国は検査施設を建設し、EU にデータベースへのアクセスを提供する。「Not for EU」というラベル表示により、これらの製品が北アイルランドにとどまり、EU 単一市場に入域しないことを保証。
- 2023 年 10 月より、包装済み肉や生乳などの特定の製品には「Not for EU」という表示が義務付けられる。2025 年 7 月までに、すべての小売商品は(チョコレートやパスタなどの一部の例外を除き)北アイルランドのみで販売されるものである個別表示義務を規定。
- 小売商品の現物検査は、2025 年までに段階的に 5%にまで削減。書類上の確認を全てオンラインでの実施に移行。
- 英国から北アイルランドに出荷される商品には英国の公衆衛生基準が適用される一方で、動物および植物の健康に関する EU 規則も引き続き北アイルランドで適用される。
- ペットの輸送にあたっての手続きの撤廃とペットのマイクロチップ埋め込みの義務化（EU へペットを持ち込む場合は、EU の基準を遵守）
- 英国産の鉄に対して、北アイルランドは EU と同様の関税割当を設定

北アイルランドにおける EU 法と英国国内法の適用

- 付加価値税において、EU の市場に影響を与えない範囲で、英国独自の付加価値税を適用
- アルコール類の中関税については、英国独自の税率を北アイルランドで適用可能。ただし、小・中規模製造者に対する軽減税率は EU のそれを下回らないよう規定。
- 北アイルランドで販売される医療製品の認可や法的枠組みを英国基準に適用すると同時に、EU 域内への不正入域を防ぐために「UK-Only」をラベルに記載。EU は継続的に北アイルランド市場を監視し、英国の義務が果たされていない場合、EU はこの規則を一時的に停止できる。
- 北アイルランド産の植物やその種子は、EU の規制枠組みから英国の規制枠組みの遵守に変更。合わせて、EU は禁止しているが、英国では許可されている植物の北アイルランドでの栽培を許可
- 英国から北アイルランドへの補助金が EU 規則の対象となる場合の明確化。北アイルランドと EU 間の貿易に具体的な影響がある場合のみに EU の補助金に関する規則が適用される。

統治に関する明確化

- 北アイルランド議定書が適用される EU 法の変更について、北アイルランドがより強い発言力を持つことを目的とした新しい緊急メカニズムである Stormont 措置を採用。北アイルランド議会(Stormont)の議員 30 名が、例外的な状況において EU 法の適用を停止することができる。これにより、北アイルランドの日常生活に重大な影響を及ぼす場合、英国政府は北アイルランドにおける EU の新規または改正法の適用を停止することができる。発動の条件は、以下の通り
 - 1) 他の利用可能なセーフガード措置がすべて先に使用されていること。
 - 2) 問題となっている法律が以前の法律と著しく異なり、北アイルランドの日常生活に永続的な影響を与えること。
 - 3) 同措置は議定書に列挙された特定の EU 法のみ適用され、すべての法律に適用されるわけではない。
- 同措置が発動された場合、英国は EU に通知しなければならない。これにより、合同委員会で法律改正の影響について協議が行われる。合意に達しない場合、EU は是正措置を取ることができる。

北アイルランド利害関係者の関与拡大

- 欧州委員会は、北アイルランド議定書に関して北アイルランドの利害関係者の意見がより効果的な反映を目的とした新措置を導入する。
- 北アイルランド事業者の意見を欧州委員会の意思決定プロセスに統合される。例えば、北アイルランド特有の意見は、北アイルランド議定書に関連する EU の行動に関する影響評価に反映される。
- EU が北アイルランドに影響を与える影響評価を実施する際には、北アイルランドの利害関係者からの意見に対応する専門組織を設置する
- 英国政府および欧州委員会は、さまざまなレベル(例えば、合同委員会共同議長)を通じて、市民および企業を含む北アイルランドの利害関係者との定期的な意見交換の機会を設定する
- 北アイルランド議定書の実施促進のために、テーマ別の分科会を設置する。
- 英国は、北アイルランド議定書の範囲内で関連する EU 法について協議するプラットフォームを提供し、特に北アイルランドの利害関係者からの意見を考慮する。

- 北アイルランド議定書に関する専門委員会内の特定の機関である物品に関する特別機関を設立し、同議定書に基づく物品に関する問題に焦点を当てる。
- 必要に応じて、上述の特別機関は、離脱協定合同委員会が採択すべき措置を提案することができる

4 結びに代えて

北アイルランド協定は、英国の一部である北アイルランドに英国から製品を出荷する際に関税や書類検査などの障害をもたらし、あたかも、北アイルランドが英国の一部ではないような状況を作り出した。この状況を打破するウィンザーフレームワークは、モノの移動に関して北アイルランドを英国の一部として扱う上で非常に重要な法的枠組みであると言える。同フレームワークの下、英国の標準や規則が適用されるが、北アイルランド議定書が効力を持つ限り、依然として同議定書に規定されている EU 規則は、引き続き適用されることになる。これらの規則に関する法改正は、ウィンザーフレームワークによって、特定の条件を満たすことで、英国政府（アイルランド自治政府議会によるアクション）による差し止めが可能となった。また、新たに適用される EU 法が北アイルランド議定書の適用分野に当てはまる場合、EU・英国間の共同委員会による審議の後、北アイルランドでの適用有無が決定される⁵。

以上

5

https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5da863ab40f0b659847e0184/Revised_Protocol_to_the_Withdrawal_Agreement.pdf